平成２１年（フ）第４６２１号
大阪市淀川区木川西３丁目３番23号　シンコーハイツ203号
債務者　福井　成子
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４６３２号
大阪府寝屋川市錦町６番６号
債務者　野﨑　淳一
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４７０１号
大阪府東大阪市高井田22番25―104号
債務者　白石こと高野こと　高　　千寿
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４７８１号
大阪市東住吉区湯里４丁目７番24―601号
債務者　谷口　敏彦
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４９４２号
大阪市生野区巽東２丁目17番27号　ハイツ巽東207号
債務者　小田　深雪
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４９５５号
大阪府池田市綾羽２丁目１番１号　ＪＵＭＡ―ＯＮＥ501
債務者　川端　薫子
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５０２９号
大阪市住之江区御崎６丁目４番26号マンション　サンエース
債務者　大島　　保
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５２００号
大阪府豊中市中桜塚２丁目11番25号
債務者　片桐　英男
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５３４２号
大阪府箕面市西小路１丁目２番８号、住民票上の住所広島県廿日市市宮内４丁目17番７号
債務者　遠藤　一恵（旧姓古本）
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５３８９号
大阪府吹田市南吹田１丁目20番21号
債務者　鎌田　建尚
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５５２８号
大阪市生野区中川東２丁目18番３号　ロイヤルハイツ中川402号
債務者　兼島　政子
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５５４３号
大阪府八尾市中田２丁目172番地
債務者　梶　江理子
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５５６７号
大阪市東淀川区柴島２丁目８番45―404号
債務者　松浦　　正
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５５８１号
大阪府豊中市箕輪２－５―14―302、住民票上の住所大阪府箕面市如意谷１丁目８番22号
債務者　山口　益美
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５５９２号
大阪市城東区古市１丁目５番１―403号
債務者　澤　　美江
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５６００号
大阪府東大阪市岸田堂北町５番30号
債務者　小林　明美（旧姓朝本）
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５６２３号
大阪府四條畷市中野新町９番７号
債務者　大田　直樹
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５６２４号
大阪市生野区巽中２丁目23番19―206号
債務者　愼　　哲希
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部